

漬物に関する規制について

1. 営業許可について

● 条例許可としている自治体：23自治体

※厚生労働省による調査（対象は都道府県（47）及び政令市（20）の計67自治体）

2. 衛生規範について

（昭和56年9月24日環食第214号厚生省環境衛生局食品衛生課長通知。最終改正：平成28年10月5日）

1. 目的及び趣旨

本規範は、漬物に係る衛生上の危害の発生を防止するため、その原材料の受入れから製品の販売までの各工程における取扱い等の指針を示し、漬物に関する衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。

なお、本衛生規範に定める内容の他、食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）（平成16年2月27日付け食安発第0227012号）に留意すること。

2. 適用の範囲

本規範は、漬物、その製造及び販売施設並びにこれらの営業者について適用する。

3. 用語の定義

4. 施設・設備及びその管理

5. 食品等の取扱い

6. 食品取扱者等の衛生管理